

鴻巣市メインキャラクターの使用に関する取扱要綱

平成17年1月4日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣市メインキャラクター（以下「メインキャラクター」という。）の使用その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(図柄等)

第2条 メインキャラクターのデザイン、配色等は、メインキャラクターマニュアルに基づくものとする。

2 メインキャラクターを使用しようとするものは、メインキャラクターのデザイン、配色等を変更して使用することはできない。

(使用基準)

第3条 メインキャラクターの使用は、原則自由とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合
- (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に関する場合
- (3) 法令又は公序良俗に反する場合
- (4) その他市長がメインキャラクターの使用について不相当と認める場合

2 メインキャラクターを営利目的に使用する場合は、「鴻巣市メインキャラクター」の文字をメインキャラクターを使用する商品等に表記するものとする。

(営利目的に使用する場合の手続)

第4条 メインキャラクターを営利目的に使用するものは、メインキャラクター使用承認申請書(様式第1号)を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の内容が前条に定める基準を満たすと認められるときは、メインキャラクター使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。

3 前項の規定により、メインキャラクターの使用承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、メインキャラクターを使用した物品等の製作が完成した後、速やかに完成見本を市へ提出するものとする。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(使用者の責務)

第5条 使用者は、自らが製作した物品等に関する一切の責任を負うものとする。

(使用承認の取消し)

第6条 市長は、申請の内容に虚偽があったとき、又は使用を承認したメインキャラクターが不正に使用されていると認められるときは、使用承認を取り消すものとする。

2 前項の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(権利の設定の禁止)

第7条 使用者は、メインキャラクターを使用した物品等について、意匠法(昭和34年法律第125号)第6条及び商標法(昭和34年法律第127号)第5条に基づく権利の設定をしてはならない。

(使用料)

第8条 メインキャラクターの使用料は、無料とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。